

「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度
(=『安心R住宅(仮称)』)(案)に対する意見の募集について

平成29年3月29日
国土交通省
住宅局住宅政策課
土地・建設産業局不動産課

国土交通省では、既存住宅流通市場の活性化を図るため、不安・汚い・わからないといった従来の既存住宅のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進を図るための制度の枠組みについて、有識者による検討会を設置して議論をまいりました。先日、同検討会のとりまとめがなされ、これをもとに、消費者が安心して購入するための基礎的な要件を備えた既存住宅を提供するための仕組みとして、「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度(=『安心R住宅(仮称)』)(案)*を策定いたしました。

つきましては、広く国民の皆様から本案に対する御意見を伺うため、以下の要領で意見募集を行います。

頂いた御意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

※本制度は国土交通省の告示による制度として運用する予定であるが、制度名称については、わかりやすく意見募集を行うためのものであり、告示時の制度名称については別途規定することとする。

《意見募集要領》

■意見募集対象

「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度
(=『安心R住宅(仮称)』)(案)について

■意見募集期間

平成29年3月29日(水)～平成29年4月28日(金)(必着)

■意見送付方法

別紙の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で日本語にて送付してください。なお、電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 電子メールの場合

メールアドレス:hqt-juusei@ml.mlit.go.jp

※電子メールの件名を「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度(案)に対する意見」とし、送付はテキスト形式としてください。

(3)FAX の場合

FAX 番号:03-5253-1627

「国土交通省住宅局住宅政策課 パブリックコメント担当」宛

※FAX 文面において、「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度(案)に対する意見」と明記してください。

(4)郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

「国土交通省住宅局住宅政策課 パブリックコメント担当」宛

※封筒の表に「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度(案)に対する意見」と明記してください。

■注意事項

- ① ご意見は日本語でご提出ください。
- ② 提出されたご意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを予めご承知置きください。
※ ただし、ご意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人、法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ③ 電話でのご意見は受け付けておりません。
- ④ 皆さまからいただいたご意見に対し個別にお答えすることはできませんので、予めご了承願います。
- ⑤ 期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの、個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容については無効といたします。
- ⑥ 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

■参考

流通促進に寄与する既存住宅の情報提供制度検討会については、以下のURLをご参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house.tk2_000035.html

【お問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅政策課

(代表)03-5253-8111 (内線 39217、39235)